

# 新型コロナウイルス感染症予防に向けた学校の対応について

～ 当面の間(都の感染警戒度が1になるまで)の具体的な対応方針(市内共通) ～

昭島市立富士見丘小学校 8/27 現在 **10/1 改定**

赤字部分

## 1 授業・行事等の取組

- グループ学習、話し合い活動などの時は、マスクを着用しておこなう。  
ただし、声の大きさや相手との距離を守り、連続 15 分以内とする。
- 音楽等で、歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、**児童が前後に重ならないよう、窓や壁に向かって、1～2m程度間隔を空けた横 1 列や半円の隊形で実施するなどの工夫を行う。**
- 家庭科等で、調理実習を実施する場合は、**1 台の調理器具に 2 名までとするなどして実施する。調理器具等は、使い回しを極力避け、共用する場合には手が触れる部分をその都度、洗浄する。**
- 体育館での体育の学習は、密集や密着を避け、室内換気の徹底を図る。  
校庭での学習においても、密集や密着を避ける。（マスクの着用は義務付けない）
- WBGT31℃以上または熱中症警戒アラートが発表された場合、運動を中止する。  
※ 屋内での活動については、空調等の活用により活動の安全性が担保される場合は可とする。  
〈WBGT28℃～〉：教育活動全般において**活動を制限**する。  
校庭での外遊びや体育等は、WBGT31℃未満の日陰等に限定し、教員の管理下において水分補給や休憩をとるなど、熱中症予防を十分行うとともに、活動量を抑制する。  
〈WBGT31℃～〉〈熱中症警戒アラート発表〉（WBGT によらず）：**運動を中止**する。
  - ・ WBGT31℃～ 運動を中止する。その他の活動も、原則、中止する。
  - ・ WBGT33℃～ 外遊び、体育、学級活動、野外活動（観察等）は、すべて中止とする。
- 避難訓練は、「**3密**」と「**大声**」を徹底的に避けた計画とし、**短時間で出来るようにする。**
- 交通機関等を使用する校外学習（遠足や社会科見学等）は、**3密を回避することができる場合は可とする。ただし、当面は、感染防止の対策を講じた借り上げバスの使用を推奨する。**
- 終業式、始業式など、全校児童が一堂に会する集会や行事等は、「**3密**」と「**大声**」を徹底的に避け、**短時間で実施する。また、体育館等を使用する場合は、児童同士の間隔を 1～2m 確保するとともに、2 方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。**
- 講演会等で演台を使用する際には、**アクリル板等飛沫を防ぐものを設置する。**  
また、歌唱や演奏等を行う者の舞台上の配置は**前後 2m 以上、左右 1m 以上確保するとともに、舞台から観客までの距離を 5m 以上確保するなどの工夫を行う。**
- 保護者会等は、室内の換気をする、マスクの着用や保護者の間隔を十分にとる、短時間でやるなど、最大限の感染リスクの対応・対策に努める。
- 学校行事や学校公開については、学校の状況に応じて**3密を回避するなど感染防止の対策を講じた上で実施することができる。**
- **マスク無しでフェイスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離を取る。**

## 2 教室環境

- 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度・湿度の管理に努める。
- エアコンを稼働させたまま換気を行う。
- 身体的距離が十分とれない場合には、マスクを着用する。
- 教室やトイレなど、児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は 1 日 1 回以上消毒する。消毒は、用務主事が担当する。
- 机・椅子の特別な消毒は不要であるが、必要に応じて家庭用洗剤等を用いて行う。  
なお、消毒作業を実施する場合には、スクール・サポート・スタッフなど外部人材を活用する。

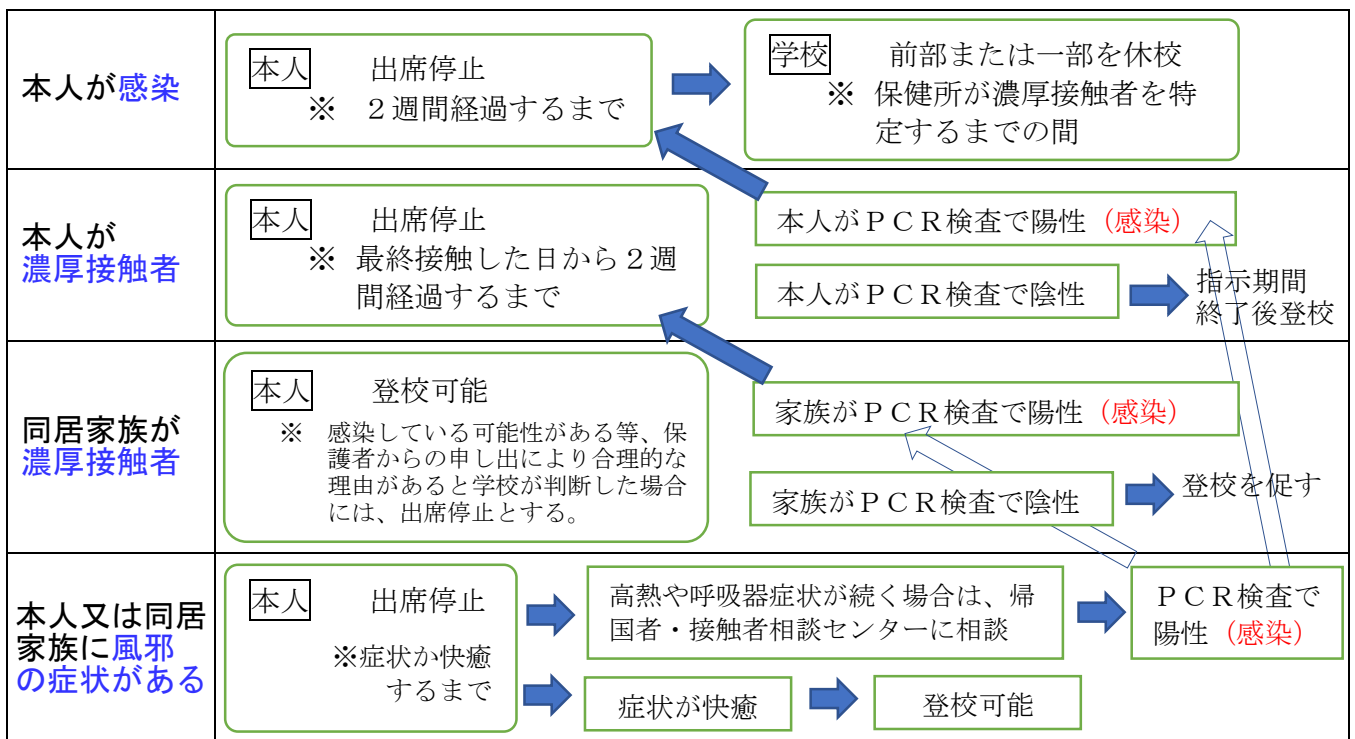
### 3 児童の健康管理

- 児童は毎朝、自宅で検温し、健康チェック表に記入させる。  
検温記録が確認できない児童については、職員室で検温させる。
- 手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底を図る。
- 児童のカウンセリングをSC及び心理士等を活用する。
- 児童の登下校や校庭の屋外の活動等については、熱中症防止のために他者と2m程度の距離があれば、マスク等飛沫を防ぐものを外す。
- 暑さにより登下校時に健康被害が想定される場合には、「置き勉強道具をする」や「通気性の良いリュックでの登校を認める」など工夫をする。
- こまめな水分補給のために、水筒を持参させてもよい。
- **新型コロナウイルス感染症用のための児童の持ち物については、「清潔なハンカチ・ティッシュ」、「マスク」、「マスクを置く際の清潔なビニールや布等」を指導する。**

### 4 教職員に関わる対応

- 教職員、児童又はその保護者の感染が確認された場合は、令和2年8月27日配布「新型コロナウイルス感染症に対する学校の対応について（改訂版）」を参照し、迅速な対応を図る。
- 教職員に対しても毎朝の検温を義務付けし、健康状態を管理職に報告させる。
- 教職員においても、手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底を図る。
- 学校再開後も児童やその保護者に安心感を持たせるために、学校は児童とその家庭に対して、「繋がる」「守る」「切り拓く」をテーマに働きかける工夫を行う。
- 学校管理職及び養護教諭は、新型コロナウイルス感染症対応に係る国や都の通知等を熟知するとともに動向に注視し、適切な対応が図れるように準備をしておく。

### 5 児童等に感染等が発生した場合の対応



①休業日等、児童が学校にいないときに発生した場合

判明した時点で、関係する児童の保護者には、学校よりホームページやメールにて、臨時休校等の通知をする。

②児童の在校時間に臨時休業の通知が発出された場合

保護者宛通知を作成するとともに保護者に**学校からメールを送信し、児童を速やかに帰宅させる**。なお、児童の状況によっては保護者等の迎えを依頼する。